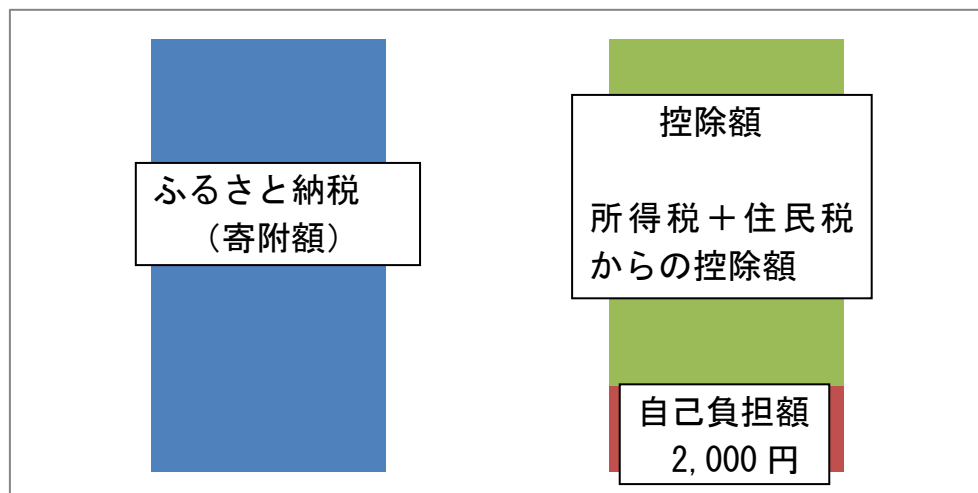


# ふるさと納税の寄付金上限額を知りたい方へ 計算方法について

## ふるさと納税の寄付金控除



ふるさと納税を行うと、寄附した金額のうち 2,000 円を超える部分が、一定の上限 (上限額) まで所得税と住民税 (市民税・県民税) から全額控除されます。

所得税の課税所得額と住民税の所得割額から、およそのふるさと納税の寄付金上限額を算出できます。

**注意** ふるさと納税にかかる住民税の寄附金控除は、寄附した年の所得や所得控除等から算出した税額から控除されます。寄附時点では、その年の所得や所得控除等が確定していないため、正確な上限額を算出することができません。前年の所得や所得控除等を参考に上限額を計算することになります。

ふるさと納税の寄附金控除の種類は、下の表のとおりです。

寄附金控除の種類	控除額の計算	上限額
所得税寄附金控除	(寄附金額 - 2,000 円) × 所得税の税率 × 1.021	寄附金額が総所得等の 40%
住民税基本控除	(寄附金額 - 2000 円) × 10%	寄附金額が総所得等の 30%
住民税特例控除	(寄附金額 - 2,000 円) × (90% - 所得税の税率 × 1.021)	控除額が住民税所得割額 (調整控除後) の 20%

## 計算方法

ふるさと納税の寄附金上限額は、住民税特例控除の控除額の計算から上限額が求められます。

### ふるさと納税の寄附金上限額の計算式

$$(寄附金額 - 2,000 円) \times (90\% - 所得税の税率 \times 1.021) = 控除額が住民税所得割額 (調整控除後) \times 20\%$$

下では、ふるさと納税の寄附金上限額の計算式を簡単にした式で、ふるさと納税の寄附金上限額を求めます。

住民税額 (年税額)  円 (寄附金税額控除がある場合は、住民税額 + 寄附金税額控除)

住民税所得割額 (住民税額 - 6,000 円)  円... X  
年税額 均等割

### 1. 住民税特例控除額上限を確認する (住民税所得割額の 20%が上限)

住民税所得割額 (上で求めた X)  円 × 20% =  円... A

住民税額の確認は、住民税の税額決定通知書をご確認ください。

### 2. 特別控除額から寄附額上限を算出する。

寄附額 = 上で求めた A  円 ÷  % + 2,000 円  
90% - 所得税率 (次ページの表をご参照ください。)



寄附金上限額 =  円

**最終確認** 所得税寄附金控除 (寄附金額が総所得等の 40%) 住民税基本控除 (寄附金額が総所得等の 30%) を満たしているかをご確認ください。

特に、住宅借入金等特別控除を受けている場合、またはこれから受ける場合は、上限額を超えてしまう可能性がありますので、ご注意ください。

## 所得税率の求め方

所得税課税所得金額（総合課税のみの場合）

所得  円 - 所得控除  円 =  円  
 【課税所得金額（所得税）】  
 千円未満切捨て

所得税の確定申告をしている場合は、確定申告書をご覧ください。  
 確定申告をしていない場合は、給与・年金の源泉徴収票をご覧ください。



総合課税のみの場合、申告分離課税と併せて申告する場合

課税所得金額（所得税）	税率	90%—所得税率 （復興特別所得税含む）
1,949,000 円	5%	84.895%
1,950,000～3,299,000 円	10%	79.790%
3,300,000～6,949,000 円	20%	69.580%
6,950,000～8,999,000 円	23%	66.517%
9,000,000～17,999,000 円	33%	56.307%
18,000,000～39,999,000 円	40%	49.160%
40,000,000 円	45%	44.055%

申告分離課税のみの場合

所得税の所得区分		税率	90%—所得税率 （復興特別所得税含む）	
短期譲渡所得	一般分	30%	59.37%	
	国・地方公共団体への譲渡	15%	74.685%	
長期譲渡所得	一般分	15%	74.685%	
	優良住宅地等の譲渡 （特定分）	2,000 万円以下の部分	10%	79.790%
		2,000 万円超の部分	15%	74.685%
	居住用財産の譲渡 （軽課分）	6,000 万円以下の部分	10%	79.790%
6,000 万円超の部分		15%	74.685%	
上場株式等に係る配当所得等		15%	74.685%	
一般株式等に係る譲渡所得等		15%	74.685%	
上場株式等に係る譲渡所得等		15%	74.685%	
先物取引に係る雑所得等		15%	74.685%	

総合課税がなく、申告分離課税が複数ある場合は、「90%—所得税率（復興特別所得税含む）」の割合が低い方を使う。

問合せ先 守谷市役所 税務課  
 電話 0297-45-1111 (205~207)

昨年の住民税額（年税額）や所得についての問い合わせは、個人情報になりますので、窓口でご本人様の確認をしてからお答えいたします。お電話では、お答えできかねますので、ご了承ください。